

別紙

送付先一覧

1 株式会社L.I X I レビバ (レビバホーム板橋前野店経営)

〒

埼玉県上尾市〈以下略〉

2 ドイト株式会社 (ドイト板橋志村店経営)

〒

埼玉県さいたま市〈以下略〉

3 株式会社ユニリビング (ユニディ川口店経営)

〒

千葉県浦安市〈以下略〉

4 株式会社島忠 (島忠川口朝日店経営)

〒

埼玉県さいたま市〈以下略〉

別紙

名誉信用回復措置目録

訂正謝罪文

「私が、平成25年6月から7月にかけて貴社らに提出した『タタミ染めQ商品
購入から施工後の被害まで』との書き出しで始まる書面及び写真をまとめた書面
で「まず清掃乾燥した畳に施工する」との書き出しで始まる書面のうちに「タタ
ミ染めQ」に塗料として欠陥があるかのような表現の部分及びその発売元である
株式会社染めQテクノロジイを欠陥商品を製造販売する無責任会社と評する表現
の部分はいずれも実証実験などで公正な判断を受けた結果を示したものではない
のでこれをすべて撤回し、これらの撤回した表現部分により同社の名誉信用を毀
損したことについて心から謝罪致します。」

侵害的表現一覧

1 申入書（1）（甲3号証）

① (商品に記載、、、されている「復活」「青へいタタミ”」「わあ！まるで新品！！」説明書の欠陥・施工後の消費者被害は会社としての公共信用に欠け責任は大きい)

甲3号証4頁目

② 裁判も何度か経験していますし、後輩のいる店舗に販売の対応で不都合をかけたくないで今回の事は友人先まで[注意会社]として報告するつもりです、扱い会社にもどのような責任が取れるのか？質問状も考えています他の購入者がこの商品について[よくない評価]をしているのもこういう理由があるのでしょう・・・社長さんからの答弁に期待する。[嘘っぱち商品]となってしまう商品をどのように回復するのか？

甲3号証6頁目

③ しかし御社の対応は[役員自ら自社商品を卑下する]事からして、疑惑を消費者に抱かせる“いい加減な会社”を露見しているわけで後輩のいる販売店舗にそのクレーム処理をさせ損害を受けさせるわけにはいきません、当然本部にこうした商品の販売管理を提唱するつもりです

甲3号証7頁目

④ {5缶も買って上手くいかない}では商品そのものが[偽り商品]である、としか考えられません、商品販売会社の後輩も[そんなに酷いですか？]と販売した商品に心配を寄せて以上この結果も報告しなければ、、、と思っています、販売されること自体遺憾ですので社長さんとお話し経営理念と商品の過大表示が消費者に与える損害の重大な会社責任をお伺いしてこちらの弁済要房をお話したい、、と思っておりますので是非合わせて頂ける機会を、、、。

甲3号証8頁目

⑤ 御社の技術者からレクチャーされた [剥離をしましたらタタミの芯床にシンナーが浸透し床が溶ける] という事態であることにきづきました [剥離方法] として教えていただいた方法が「実は床を溶かし、隔離する塗布塗料を畳に浸みこませてごまかす」という信じられない方法であったことは「技術者」として評価できませんよ、こんな技術者が来て施工して [私たちより上手く施工できる保証] はどこにあるんですか？ 私は「プロ」としての認識もあります、どうやっても上手くいかずレクチャーを受けても上手くいかないのに、御社の技術者が施工して上手く施工できるという理由は何なのです！

○ 甲 3 号 証 9 頁目から 10 頁目

⑥ 社長に会わせず [私からのクレーム] から何らかの [脅しともとれる失言] を引き出し [強要や恐喝をされた！] 、、と弁護士や警察注意で引き下がらせる “工作” の一環で [あ～だ、こ～だ] と引き延ばしてきたのか？

こう考えると1部は理解できる、、しかしなんと言う会社か？あきれるばかりだ。自社製品は誇大広告で購入者の1人も満足な施工出来ない商品を売りクレームにはこうした画策までして退ける会社が堂々と存在する、、、、。

こうなればこちらも「社会責任」を取ってもらおうじゃないか？、、虚偽商品使用による損害賠償請求とでも銘打って戦うか？

弁償弁済はどうでもいい！！！、偽物商品根絶にひと汗流す考え方になってい る。

○ 甲 3 号 証 10 頁目

2 申入書（2）（甲 4 号証）

⑦ あれ～れれれのれー！！ タタミの綱目に色が入り込んで、、とれな～、、い！ どうやってもタタミ傷部分や摺れた部分にしみこんでひどいことになつた。

しょうひんのパッケージにある「before～after」を求めて施工したのに、、、、。

これはおかしい？

甲4号証8頁目

⑧ ガチャ！！一方的に切られた

何だこの対応はこちらは消費者なのに十分な対応もせず一方的に電話を切る
なんて！！そういうことならこちらも対応させて頂こうじゃないか？

消費者に対する責任も取らず、リコールもない商品販売を許さん！！何個も
買いに行って写真どうり施工したい気持ちを踏みいじる無責任会社！！

甲4号証9頁目

⑨ 会社の技術者からのレクチャーとうりはくりをしているときあれ～！

塗料を掃くって（取り除いて）いるのではなく溶かして畳に浸みこませてい
るのじゃないか？

メラミンスポンジが緑色に染まらないのである、よく観察すると剥離シンナ
ーがタタミに浸みこんでいるではないか？

これは塗料を掃くる（取り除く）のではなく【しみこませ】【ごまかす】だ
けではないか？

技術者カラ散々レクチャーされた結果がこんなもんか！浸みこむなど一言も
聞いていない、なんという会社か？

甲4号証11頁目

⑩ こんな会社が堂々として虚偽製品を販売するなど許すか！！

結局タタミの芯ともいえる科学床pp/psがシンナーで侵され部分的に溶けてク
タクタになり床も使い物にならなくなつた。

甲4号証11頁目

別紙

名譽信用毀損行為一覧

1 ビバホーム

- ① 平成25年7月8日 板橋前町店に出向き、クレーム申入れと申入書提出
「タタミ染めQは欠陥商品だ。販売を続けることは問題だ」
- ② 同年7月21日 同店に出向きクレーム申入れ
「前回申立てたクレームの処理はどうなっているのか」等長時間クレーム申出を続け、担当者を困惑させる。
- ③ ビバホームの対応
平成25年7月
全支店（78店舗）からタタミ染めQと関連商品在庫640点を染めQに返品し、今後の販売取扱を中止。

2 ドイト

- ① 同年6月14日 板橋志村店に出向き、クレーム申入れ
「タタミ染めQは欠陥商品だ。
商品として販売しているのがおかしい」などの発言
- ② 同年7月16日 板橋志村店に出向き、クレーム申入れと申入書提出
「こんな商品を販売していて良いのか。
販売店としてどう考えているのか。」などの発言
- ③ ドイトの対応
平成25年8月
タタミ染めQ及び関連商品の在庫商品すべての返品、今後の販売取扱中止

3 ユニディ

- ① 同年6月下旬 川口店に出向き、タタミ染めQの商品不良について前2社同様のクレーム申入れと申入書提出
- ② 同年7月16日 川口店に出向き、「過去大きなクレームになった商品タタ

ミ染めQが店頭で販売されている。不良品を販売していいのか。」などとクレーム申入れとネット記事のプリント書面提出

(但、書面は「タイヤ染めQ」に関するもの)

店舗の担当者はタタミ染めQの売り場撤去を約束

③ 同年7月17日 本社お客様相談室に約2時間以上の長電話にて「タタミ染めQを使用したら色帶状に濃淡が出てしまい、メーカーのアドバイスでシンナーで剥離を試みたら満足のいく剥離ができずに畳の中のスタイルフォーム部分が溶けてしまった」などと告げ、更に「ドイトにいる友人に話したら商品を売場から引上げると言ってくれた」などと申し向け暗にタタミ染めQの引き上げなどを要求

④ ユニディの対応

川口店のタタミ染めQ販売を中止し、原告の対応を見守る。

4 島忠

① 同年7月16日 川口朝日店へ出向き、前3社同様のクレーム申入れと書面提出

「タタミ染めQは欠陥商品だから染めQ本社と賠償交渉をしている。この商品を島忠としてこのまま取扱っていいのか。染めQとの取引を続けていいのか。本社と協議して貴社の方針を聞かせてほしい」など

② 島忠の対応

タタミ染めQを売り場から撤去し販売を中止。仕入先である卸問屋株式会社山善に対し「クレーム発生及び仕入れストップ」を申入れ。

山善から原告に「どうなっているのか。染めQから販売店にクレーム対応を伝える書面を出すべきだ」などと申入れあり。山善としても販売を中止し、在庫商品については返品手配中。